

令和 7 年度前橋市特別市営住宅住吉第一団地入居促進事業家財購入費補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

取扱担当課

前橋市役所建築住宅課（8 階）

電話 0 2 7 - 8 9 8 - 6 8 3 3（直通）

0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1（内線 3 8 3 3）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	中心市街地に立地する前橋市特別市営住宅住吉第一団地に入居した世帯の家財購入費を補助することにより、空き部屋の解消及びまちなか居住の促進を図ることを目的とします。
内容	補助対象者 この補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付申請日において、次のいずれにも該当する者としてします。 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に入居となる者 (2) 世帯主及びその世帯に属する者のすべての市（区町村）税に滞納がないこと (3) 入居から 1 年以上居住することができる者 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付の対象となる経費	この補助金の交付の対象となる経費は、前橋市特別市営住宅住吉第一団地に入居する世帯の家財のうち、入居決定後から概ね2か月以内に前橋市内の業者から購入した次のいずれかに該当するものの購入費（複数可）とします。ただし、中古品や転売品は対象となりません。 (1) 食器棚 (2) ダイニングテーブル (3) ソファ (4) タンス (5) ベッド (6) その他市長が認める生活に必要な家電
	交付金額	1世帯につき8万円を限度とし、対象となる家財購入費が8万円未満の場合は、その金額とします。（領収書の額から消費税を除く。）なお、令和7年度前橋市一般会計予算に予算計上された範囲内の額とします。
	交付回数	補助金の交付は1世帯あたり1回限りとします。
	交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、購入した家財を良好な状態で保持し、他者に譲渡又は転売してはなりません。 3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 4 前橋市内の業者（領収書の住所を前橋市で表記できる業者）から購入すること。
交付申請の 申請の 手続等	交付申請兼 実績報告の 方法、時期等	入居決定後から概ね2か月以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。 (1) 交付申請書兼誓約書兼実績報告書 (2) 領収書の写し（宛て名が申請者であり購入品目が明記されているもので、業者の住所表記が前橋市内になっていること。）※複数提出可。 (3) 家財の写真（室内にて配置された状況がわかるもの） (4) 入居許可証の写し (5) その他市長が必要と認める書類 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の 時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から10日以内に交付の可否、金額等を決定し、申請者に通知します。

	請求の方法、 支払時期等	1 補助金交付請求書により請求してください。 ※申請書兼誓約書兼実績報告書と一緒に提出してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の 取消し又は 補助金の返 還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、指定された期間までに、取消しに係る部分の金額を返還しなければなりません。
様 式	申請書等の 様式	1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号） 3 補助金交付請求書（様式第3号）